

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

八代市教育委員会

## 公表日

令和8年3月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助に関する事務
②事務の概要	<p>学校保健安全法第24条に基づく医療費の援助及び学校教育法第19条に基づく八代市就学援助要綱の規定により経済的な理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し必要な援助を行う。また、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費を交付する。</p> <p>本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 就学援助の対象となる者の認定に関する事務</li><li>2 就学援助の対象に認定した者に対して医療券を発行する事務</li><li>3 就学援助の対象に認定した者に対して就学のために必要な援助を行う事務（2を除く）</li></ol>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"><li>1 就学援助システム</li><li>2 宛名管理システム</li><li>3 中間サーバー</li><li>4 団体内統合利用番号連携サーバー</li></ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
1 就学援助情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法 第9条第1項 別表の26、27、101の項</li><li>・番号法第9条第2項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第22条、第23条</li><li>・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 26、87の項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 37、38、121の項 ・番号法第19条第9号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	八代市役所 教育部学校教育課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-6133 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	八代市役所 教育部学校教育課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-6133 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月31日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>	
判断の根拠	<p>情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことが出来る端末に、アクセスできる職員が必要最低限となるように設定している。また、情報照会后や離席時のログアウトを徹底しているため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月21日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		②事務の概要に以下を追加 3 就学援助の対象に認定した者に対して就学のために必要な援助を行う事務(2を除く)	事後	
平成27年12月21日	3.個人番号の利用 法令上の根拠		法令上の根拠に以下を追加 ・番号法第9条第2項 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
平成28年9月9日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		法令上の根拠(情報照会の根拠)に以下を追加 ・番号法第19条第8号	事後	
平成28年9月9日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成28年9月9日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成27年4月24日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	学校教育課長 渡邊 裕一	学校教育課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年2月16日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	特別支援学校へ就学する幼児児童生徒	特別支援学級に在籍する児童生徒	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 26、87の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 26、87の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	Ⅱしきい値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年2月14日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502番地1 Tel.0965-30-1673	〒866-8601 八代市松江城町1番25号 Tel.0965-33-6133	事後	
令和4年2月14日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒869-4703 八代市千丁町新牟田1502番地1 Tel.0965-30-1673	〒866-8601 八代市松江城町1番25号 Tel.0965-33-6133	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の26、27の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条、第23条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法 第9条第1項 別表第1の26、27、101の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条、第23条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 26、87の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 37、38の項 ・番号法第19条第9号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 26、87の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 37、38、121の項 ・番号法第19条第9号	事前	
令和5年1月31日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和6年1月31日	IIしきい値判断 2. 取扱者数	令和5年1月31日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第1の26、27、101の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条、第23条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法 第9条第1項 別表の26、27、101の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第22条、第23条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 26、87の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 37、38、121の項 ・番号法第19条第9号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 26、87の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 37、38、121の項 ・番号法第19条第9号	事後	
令和7年1月31日	IIしきい値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	
令和7年3月17日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規項目	・十分である	事後	
令和7年3月17日	IVリスク対策 11.もっとも優先度が高いと考えられる対策	新規項目	・目的外の入手が行われるリスクの対策	事後	